

第5回 集団的消費者被害回復制度等に関する研究会 議事要旨（案）

1. 日時 平成21年4月24日（金）10：00～12：00

2. 場所 内閣府本府庁舎五階特別会議室

3. 出席者

（委員）

三木浩一座長、山本和彦座長代理、窪田充見委員、中川丈久委員、長野浩三委員

（事務局）

田中国民生活局局长、堀田大臣官房審議官（国民生活局担当）、川口内閣官房参事官、高橋調査室長、加納消費者団体訴訟室長、廣澤参事官補佐、鈴木課長補佐

（オブザーバー）

法務省民事局、最高裁判所事務総局民事局

（ヒアリング説明者）

上原敏夫一橋大学大学院法学研究科教授

4. 議題

（1）諸外国② ノルウェー、デンマーク

（2）その他

5. 議事概要

三木座長からノルウェーの制度について、上原教授からデンマークの制度について説明。主なやり取りは以下の通り。

○どちらの国も、代表原告は分配せず、執行手続は個別にするということだが個別の原告の名前が特定された形での判決ができるということか。

○ノルウェーはそうであると理解している。

○オプト・イン型はそうである。オプト・アウト型はそうではない。責任判決によってクラスが特定される。そのクラスの要件に該当すれば、その後主張できる。

○デンマークの場合は、原因判決の原告のカテゴリーに入っていれば判決後主張できるということですね。

○オプト・インでも、責任判決であれば判決書そのものには原告の氏名は書いてないのではないか。

○そうだと思う。誰々に支払えという判決はない。

○ノルウェーの制度においては、訴え提起の際に原告の特定をしなくてよいのか。

- オプト・アウト型であれば、カテゴリーの特定をすればよい。
- 説明を聞く限り、裁判の過程で、被告からの情報等を基に、原告を明らかにしていくというふうに理解した。
- そこまで詳しくは聞いていないが、おそらくそうだと思う。
- 資料を見る限り、銀行・保険会社・ブロードバンドなど、いずれも顧客名簿があるものだが。
- 顧客リストの提出が可能な事案を想定した制度のように感じる。
- 3月にデンマークを訪問した際に、まさに問題点として挙げられていた。現段階では被告からの協力が得られる保障はないので、訴訟が実際に提起された時に被告からの協力が得られるようにする必要があるとのことであった。
- リストを容易に入手できるものを典型として制度設計がなされているという印象だった。
- 説明を聞くと、総じて、主観的併合の訴えを少しやりやすくした制度という印象を受けた。責任判決は、主観的併合をした場合の途中で終わっている印象である。これに対し、アメリカのクラス・アクションの場合は、代表原告が全てやってしまう公益的訴訟という印象である。
- アメリカが公益代表かと言うと、現実的には私益追求型だと感じる。ノルウェーでも政府や団体が提起するものは公益的と取れるし、被害者集団が提起する場合は私益的と取れ、両方の要素を取り込んだ制度だと思う。日本の選定当事者制度などは、当事者をサポートするための手続がないが、ノルウェーは告知主体が裁判所であったり、裁判所が管理する名簿でのクラス登録など、共同訴訟をかなりやりやすくしたととらえられる。
- デンマークでは、オプト・アウト型はオンブズマンが提起するが、オプト・インの場合でも責任判決後に何か問題が生じた場合はオンブズマンが支援するなどサポート面は整備されている。
- 日本での制度構築にあたって重要だが、クラス・アクションで代表原告となろうとすると初期投資が必要であり、それをどう賄うかが問題である。アメリカは勝訴すれば巨額の報酬が得られ、欧州では公的補助があり、初期投資を賄える。ノルウェーが今後どのような運用をするか不明だが、法律には裁判所が報酬決定をする規定があり、報酬は得られる。このようなことは単なる共同訴訟ではできないから、クラス・アクションで制度を組んだ理由と考える。
- デンマークの制度について2点伺いたい。1点目はオプト・アウト型を公的機関に限った理由、2点目は訴訟費用の担保についてはクラス・アクション型の訴訟類型に限られるのか。
- 1点目について、消費者団体にも認めていいのではないかという議論はあった。しかし、団体にそのような権限を与えることに事業者側が反対を示したためそ

のようになった。また、オンブズマンが個々の紛争に積極的に関与していくのは当然という意識があるのではないか。

○事業者が反対したのは訴訟の濫用をおそれたためという理解でよいか。

○その通りである。2点目について、一般的な訴訟について把握していないが、費用担保の趣旨は敗訴した場合のメンバーの負担を限定するということである。実際、敗訴した訴訟で高額負担の事例があったためそのようになった。

○2点目については、日本の株主代表訴訟のように濫用の防止という観点はないということですね。

○原因判決が出た場合も、執行は個々のメンバーはできず、また別途執行判決をとらないといけないのか。ドイツにおける援用の制度と同じか。

○援用というよりはブラジルなどの責任判決型という印象を受ける。

○原因判決については拘束力がある。

○フランスでは執行の手続を簡素にすることが議論されているがデンマークではそのような議論はあるか。

○デンマークはなさそうである。

○その代わりにオンブズマンが関与して、和解を促すのだろう。事業者の方針にもよるのだろうが、責任判決で負けると事業者も和解に応じることが多いであろう。

○告知についてだが、両国とも個別の通知を必ずしも要求していないようだが、実際にどのくらいの費用がかかったのかご存知であれば教えていただきたい。

○デンマークではまだ1件しかなく、当該件については名簿もあり、またインターネットで告知をしたということで、そんなに費用はかかってないと思う。

○ノルウェーでは11件あるという情報もあるが、確かではない。裁判所にしかわからないということで、問い合わせしているところであり、現時点では不明である。

○ノルウェーでは、費用は原告が予納しているのか。

○記憶が確かであれば、スウェーデンは裁判所負担ということを知っていたので、ノルウェーでも同じことを聞いたが、そうではないとの回答だったと思う。費用は当事者負担と思われるが、確認する。

○ノルウェーの離脱についてであるが、判決までなのか、判決確定までなのか。

○そのあたりははっきりしていないので、現時点ではお答えできない。

○公的機関が代表原告となってよいのかという議論はなかったのか。

○ノルウェーについては、この制度だけではなく大規模な法改正のごく一部であり、改正案がまとめて提出されていることから、そういった細かい議論はなかったと予想される。

○デンマークでは、アメリカ型クラス・アクションの警戒心からそれとの対比

で公的機関に認めたようだ。

○北欧型（消費者庁が存在したり、オンブズマン制度があるところ）では公的機関が原告になることについては当たり前という感覚で特段疑問には思わないという印象である。

○デンマークには聞いていないが、訪問した際に聞いたところでは、審議の過程では出ていないとのことである。もともと、これらの国の団体は、公的機関が差止請求をすることができたので、実績を踏んできているということもあり、それも議論にならなかった理由と思われる。

○デンマークのオプト・アウトの要件には、「少額請求のため個別訴訟が期待できないことが明らか」であることのほか「オプト・インの手続きでは、審理の請求が適切に行えない場合」という要件があるが、後者の意味は何か。

○個別では訴訟を起こせないが、クラス・アクションにして誰かがやってくれるなら参加しようということではないか。

○オプト・インの手続きは簡単なものであるとおもわれるが、数万円程度の請求であれば、オプト・インの手続きは期待できないのか。

○消費者オンブズマンが授権を得て訴訟を迫る手続があり、それが 2000 クローネ以下を対象としているので、ここでも基準として用いている。

○デンマークは、オプト・イン型では訴訟費用の担保の提供を命ぜられることがあるから、オプト・インでも一定のリスクがあるからではないか。

○そういう考慮があるかもしれないが、その点は調査していない。

○オプト・インについて、訴訟費用についてそのような制度設計にしたからで、オプト・インとオプト・アウトを同じにすると違ってくる。

○ノルウェーでオプト・アウト型でも、判決にクラス・メンバーを特定して記載するようだが、事業者が提出した顧客名簿が誤っていて、入っていた場合で敗訴したらどうなるのか。

○具体的には聞いていないが、判決効が及ぶのではないか。証拠をどのように集めようと判決の結果には関係ない。

○個別通知するのであればいいが、公告をみても、自分は対象でないと思ったのに入っていたという場合はどうなるのか。

○ノルウェーでは公告はメディアなどを使えばたいてい届くという発想でいる。届かないことを想定していない。インタビューの中では、国が小さいから公告が届くということを行った人もいるくらいである。人によっては、日本のような情報化社会で公告が届かないことはあるのかという議論をする人もいる。

○公告については、リコールの公告があまり届いていないという話もある。

○届いていても、行動をしていない場合もあるのではないか。

○情報化社会で、世の中には多くの情報が流通しており、到達していればよい

ということであると、消費者が情報を注意して見る義務があると考えられるべきなのかという問題が出てくる。

○悩ましい問題である。スウェーデンでは、10件ほど集団訴訟の例があるようだが、基本的にはテレビ報道されるようである。ニュースで取り上げられると、公告と違って現実に届きやすい。通知・公告の方法を裁判所が決めるに当たって、報道されている点は考慮されるようである。

○消費者団体が議論をしていると、大河ドラマの最後5分くらいを公告の時間に当ててほしいなどという意見もある。いろいろ工夫をしつつも、訴え提起できないような権利であるから仮に届かなかったとしても正当化されるなど、どこかで割りきりが必要。

○集団訴訟にも被害者が全国にわたるものと、地域限定のものがあるかも知れず、性格が違う。地方自治体が関与すると情報共有がうまく機能するケースがあるかもしれない。自分に関係するものはよく注意してみるべきだという発想なのか、情報はとにかく流すので見る、見ないは個人の自由と考えるのか、消費者が、情報に対してどのような姿勢で臨むべきかが、ひとつの鍵になるのでは。

○実際に届くかどうかという問題のほかに、消費者像をどう見るかということにかかわり、どこで割り切るか問題になる。

○消費者側が有利なときだけオプト・インできるという制度にすれば問題はないか、公平性から問題ある。ところで、日本では、全国紙があるものの、地方都市では地方紙のシェアの方が多いいことを考えると新聞の数も多い上、TVも多チャンネル化してメディアが多い。公告を現実に了知することが期待しにくいのではないか。オプト・イン型だと、気がつかなくて参加できなかったという逆の批判もありうる。

○カナダなどでは、公告が届かないことがあるという点について強く意識されていないように思える。ノルウェーも同様な感じを受けた。手をつくして届かなかったものは仕方がないと思っているようで、通知はいいが公告はだめというのはすくないのでは。

○訴訟は、自分の権利を主張するものであるもので、広告を見ようとしなかった者は救済されなくてもやむ得ない、という考えもありうる。

○やはり、公告を見ないような人が、個別に訴訟を起こすことは通常ないので、プラグマティックに考えているのではないか。

以上

<配布資料一覧>

資料1 三木座長説明資料

資料2 上原教授説明資料

参考資料1 消費者行政のイメージ（ノルウェー）

参考資料2 消費者行政のイメージ（デンマーク）

参考資料3-1 消費者庁設置法案に対する修正案・新旧対照表

参考資料3-2 消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
に対する修正案・新旧対照表

参考資料3-3 消費者安全法案に対する修正案・新旧対照表

参考資料3-4 消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の
整備に関する法律案及び消費者安全法案に対する附帯決議

参考資料4 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議 取りまとめ

※本議事要旨は、議事内容を事務局の責任で取りまとめたものです。

※本議事要旨は暫定版のため、今後、修正があり得ます。

[問い合わせ先]

内閣府国民生活局

消費者企画課消費者団体訴訟室

TEL：03-3581-9356